

医療・介護・障害福祉労働者の処遇改善実現に必要な財政措置を国に
求める意見書

国におかれては、医療分野では令和8年度診療報酬改定、介護分野では処遇改善加算を引き上げる介護報酬臨時改定、また、障害福祉分野でも同様に処遇改善加算を引き上げる臨時報酬改定を実施されたところである。

一方、依然として、医療・介護・障害福祉分野の職員の給与については、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に行われる人事院勧告の水準と比較すると下回る状況が続いている。

併せて、これまでの急激な物価上昇に加え、中東情勢の影響に伴う更なる物価高騰等は、医療・介護・障害福祉分野の現場と経営に深刻な影響を及ぼしている。

また、国民の健康と尊厳、また、国民の命を守る医療・介護・障害福祉分野の人材不足は深刻な状況であり、人材確保に必要な大幅な賃金改善、他産業との賃金格差を是正し、持続的な賃上げを実現できる経営改善が必要不可欠である。

よって、国におかれては、更なる緊急の財政支援とともに、医療・介護・障害福祉分野における持続可能な賃上げを可能とする大幅な報酬引き上げ・処遇改善加算の引き上げの報酬改定等を行う財政措置を講じられることを強く要望する。

なお、国が財政措置を講じられる際は、国民の負担増につながることをないように併せて要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
厚生労働大臣

提出日：令和8年6月26日

提出者：八幡市議会議員 鷹野雅生

賛成者：八幡市議会議員 奥村順一 叶 善之 田邊晴美 山本邦夫

小川直人 澤村純子

議決結果：令和8年6月26日原案可決